大網白里市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的な事項を定める ことにより、市の基本的な施策等の形成過程における公正の確保と透明性の 向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画の促進に資することを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) パブリックコメント手続 市民の生活に広く影響を及ぼす市の基本的な 施策等の策定又は改定に際し、当該施策等の案その他必要な事項を公表し て広く市民等から意見(情報を含む。以下同じ。)を募集し、その意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。
 - (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会 及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (3) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ 市税の納税義務のある者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事 案に利害関係を有するもの

(対象)

- 第3条 実施機関は、次の各号に掲げる市の施策等(以下「施策等」という。) の策定又は改定について、パブリックコメント手続を実施するものとする。
 - (1) 市の基本的政策を定める総合計画等の計画
 - (2) 各行政分野の施策の基本方針又は基本計画
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める施策等

(適用除外)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
 - (1) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
 - (2) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
 - (3) 意見を聴取する手続が法令等によって定められている場合
 - (4) その内容が軽微なものと認められる場合
 - (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に 基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの議を経て施策等を策定し、 又は改定する場合において、当該附属機関及びこれに準ずるものがパブリ ックコメント手続に準ずる手続を実施したと認められるとき。

(施策等の公表)

- 第5条 実施機関は、施策等を策定し、又は改定しようとするときは、当該施 策等の意思決定の前の適切な時期に、当該施策等の案(以下「施策案」とい う。)を公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により施策案を公表しようとするときは、原則と して次の各号に掲げる情報を公表するものとする。
 - (1) 施策案の概要
 - (2) 施策案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (3) 施策案に関する資料
 - (4) 意見の提出先
 - (5) 意見の提出方法
 - (6) 意見の提出期間
 - (7) その他意見の提出に関し必要な事項

(公表の方法)

- 第6条 前条の規定による施策案の公表は、次の各号に掲げる方法により行う ものとする。
 - (1) 市ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧
 - (3) その他実施機関が適当と認める方法

(意見の提出期間及び提出方法)

- 第7条 実施機関は、第5条第1項の規定による施策案の公表の日から30日以上の期間を定めて、市民等から施策案についての意見を求めなければならない。ただし、30日以上の期間を設けることのできない特別の事情があるときは、この限りでない。
- 2 意見の提出方法は、次の各号に掲げる方法のうち、実施機関が指定するものによることとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面等の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 3 意見を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、団体名及び代表者の氏名)を明記しなければならない。 (意見の考慮)
- 第8条 実施機関は、施策等の策定又は改定において前条の規定により提出された意見を考慮した上で、意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により施策等の意思決定を行ったときは、次の各 号に掲げる事項(大網白里市情報公開条例(平成12年条例第24号)第7 条各号に掲げる非公開情報に該当するものを除く。)を公表するものとする。
 - (1) 提出された意見の概要
 - (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- 3 前項の規定による公表の方法については、第6条の規定を準用する。 (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、施行の日以後に実施機関が策定し、又は改定する施策等について適用し、この告示の施行の際現に策定又は改定過程にある施策等については適用しない。